



特定非営利活動法人
舞鶴国際交流協会

(Maizuru International Association)

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人舞鶴国際交流協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府舞鶴市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民・企業・行政・教育機関と連携しながら、北東アジア地域における舞鶴の地理的拠点性を活かし、国際活動に携わっていく若い世代の育成、国際交流機会の創出、国際交流活動の支援などを進め、人種・国籍・文化などの違いによる差別や偏見のない市民社会の形成を目指し活動することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①国際交流促進事業
 - ②国際交流推進事業
 - ③国際協力啓発事業
 - ④在住外国籍住民サポート事業
 - ⑤語学教育普及事業
 - ⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ①物品販売事業
 - ②広告事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員・・・この法人の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人（以下「団体等」という）
- (2) 家族会員・・・この法人の目的に賛同し、正会員（個人）と同居している家族
- (3) 賛助会員・・・この法人の目的に賛同し、活動の補助及び後援をしようと入会した個人、団体等

(入会)

第7条 会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人を利用して自己の営利活動、営利を目的とした宣伝、顧客の誘引及び類似行為をしないこと。
- (2) この法人の目的に反する行為をしないこと。
 2. 会員として入会しようとする個人又は団体等は、理事長が別に定める入会申込書を提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り、その個人又は団体等の入会を認めなければならない。
 3. 理事長は前項の個人又は団体等の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人又は団体等に通知をしなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは総会において正会員の総数の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、また目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む) 5人以上8人以内
- (4) 監事 1名以上2人以内

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は正会員の中から総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
3. 役員のうちにはそれぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は理事又はこの法人の職員をかねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務全般を統括する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 理事長は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行の決定をする。
4. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監督の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げないが、5期10年を限度とする。この場合、10年の限度年数を超える時点において、改選時の新役員立候補者が定数に満たない場合は、未達数のみ現役員が引き続き就任することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
3. 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは総会の議決により、これを解任することができる。その場合、その役員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を得て理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置く。

2. 事務局長及びその他の職員は理事会の議決を得て理事長が任免する。

3. 事務局の組織及び、運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算に関する事項

(5) 事業報告及び収支決算に関する事項

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬などに関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項（その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）

(9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなくてはならない。

3. 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって5日前までに通知しなくてはならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員の総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要しかつ出席者の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理者として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は前2条、次条第1項及び第52条の適用については総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要、及び議決の結果

(5) 議事録署名者の選任に関する事項

2. 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人が2人以上署名、押印しなくてはならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決及び承認した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関すること
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合。
- (2) 現存理事の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなくてはならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の決議は出席理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者があってはその旨付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要、及び議決の結果
 - (5) 議事録署名者の選任に関する事項
2. 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 賛助金
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計はこれを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長及び副理事長が合議で作成し、理事会の承認決議を得た後、総会に提出し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算の中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算決議後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項をのぞいて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、出席した正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は法 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表及び法第35条第2項に規定する合併の承認後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款はこの法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。
理事長……………大村祥介
副理事長……………川上精一・松浦盈雅
理事……………有吉央顕・川勝尚子・櫻井 寛・土井正生・藤井 満・眞下賢一
監事……………田中輝昭・平尾幸子
3. この法人の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。但し、この設立当初の任期は第16条第1項の3期6年には算入しないこととする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は第50条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び年会費は成立の日から平成17年3月31日までの間は第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
(1) 正会員 入会金2,000円 年会費 個人一口0円、団体一口0円
(2) 家族会員 入会金3,000円 年会費(18歳未満は無料)0円
(3) 賛助会員 入会金0円 年会費 個人一口0円、団体一口0円

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

(2020年8月30日改正)